

奈良県訓令第3号

各部課室

各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

第一条中「規則」を「管理規則」に改める。

第二条第一号中「昭和三十一年三月奈良県規則第二十六号」を「昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号」に改め、同条第二号中「同規則別表第四に掲げる大学及び同規則別表第五に掲げる県立病院」を削る。

第四条の見出し中「総務課長」を「法務文書課長」に改め、同条中「総務部総務課長（以下「総務課長」を「総務部法務文書課長（以下「法務文書課長」に改める。

第四条の二第六項中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第五条第一項第四号中「前各号」を「前三号」に改める。

第六条第一項第一号中「総務課」を「法務文書課」に改める。

第七条第一項第二号ただし書中「観光局長名」の下に「医療・介護保険局長名、医療政策局長名」を加える。

第九条第一項中「観光局長印」の下に「医療・介護保険局長印、医療政策局長印」を加え、「総務課又は総務課長」を「法務文書課又は法務文書課長」に改め、同条第二項ただし書中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第九条の二及び第十条中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第十一条第五号中「観光局長印」の下に「医療・介護保険局長印、医療政策局長印」を加え、同条第七号中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第十二条第一項各号列記以外の部分中「総務課」を「法務文書課」に改め、同項第五号中「総務課長」を「法務文書課長」に改め、同条第二項中「総務課長が総務課」を「法務文書課長が法務文書課」に改め、同条第四項中「毎日」の下に「（奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）」を加え、「総務課」を「法務文書課」に改める。

第十四条中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第十八条第一項ただし書中「総務課長」を「法務文書課長」に改め、同条第三項第四号中「観光局長決裁」の下に「医療・介護保険局長決裁、医療政策局長決裁」を加える。

第十八条の二中「あつて」を「あつて」に改める。

第二十三条第一項中「総務課長」を「法務文書課長」に、「総務課に」を「法務文書課に」に改め、同条第二項中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第二十四条（見出しを含む。）及び第二十五条中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第三十一条第一項中「第九条第一項」を「第九条第一項本文」に、「総務課長」を「法務文書課長」に改め、同条第二項中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第三十二条第一項本文中「総務課」を「法務文書課」に、「行つて」を「行つて」に改め、同項ただし書中「総務課長」を「法務文書課長」に改め、同条第二項中「総務課に」を「法務文書課に」に、「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第三十三条第一項各号列記以外の部分中「総務課」を「法務文書課」に改め、同項第一号中「（平成元年三月奈良県条例第三十二号）」を削り、同項第二号中「総務課長」を「法務文書課長」に改め、同条第二項中「総務課長」を「法務文書課長」に改め、同条第三項中「総務課」を「法務文書課」に改める。

第三十六条中「規則」を「管理規則」に、「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第三十八条中「総務課」を「法務文書課」に改める。

第三十九条中「総務課に」を「法務文書課に」に、「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第四十条第一項中「総務課に」を「法務文書課に」に、「総務課保存文書」を「法務文書課保存文書」に、「総務課長」を「法務文書課長」に改め、同条第二項中「総務課に」を「法務文書課に」に、「総務課保存文書閲覧・借受簿」を「法務文書課保存文書閲覧・借受簿」に改め、同条第三項中「総務課保存文書を」を「法務文書課保存文書を」に、「総務課保存文書借受票」を「法務文書課保存文書借受票」に、「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第四十一条及び第四十二条の三第一項中「規則」を「管理規則」に、「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第四十五条の見出しを削る。

附則第六項中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

別表の本庁における記号の表総務部の項中

「 総務課 行政経営課 ファシリティマネジメント室	
------------------------------------	--

「 企画管理室 法務文書課 行政経営・ファシリティマネジメント課 に改め、同	
--	--

「 文化振興課 国民文化祭・障害者芸術文化祭課 を「 文化振興	
---	--

課 「 「 「 観光力 に改め、同表健康福祉部の項を次のよう	
---	--

福祉医療部 企画管理室 地域福祉課 監査指導室 長寿・福祉人材確保対策課 障害福祉課 医療保険課 介護保険課 地域包括ケア推進室 地域医療連携課 医師・看護師確保対策室 病院マネジメント課	
---	--

健康推進課	健康推進課	健康推進課
疾病対策課	疾病対策課	疾病対策課
薬務課	薬務課	薬務課
女性活躍推進課	女性活躍推進課	女性活躍推進課
子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課
こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課

別表の本庁における記号の表医療政策部の項を削り、同表県土マネジメント部の項中

建築課	建築安全推進課
営繕課	県有施設営繕課

に改める。

別表の出先機関における記号の表中

奈良県外国人観光客交流館

を

を

奈良県外国人観光客交流館	を
奈良県郡山保健所	を
奈良県中和保健所	を
奈良県吉野保健所	を
奈良県内吉野保健所	を
奈良県保健研究センター	を

に、

奈良県立登美学園

を

奈良県立登美学園	を
奈良県精神保健福祉センター	を
奈良県薬事研究センター	を

に、

奈良県立精華学院

奈良県郡山保健所

奈良県中和保健所

奈良県吉野保健所

奈良県内吉野保健所

—

L

奈良県保健研究センター
奈良県精神保健福祉センター
奈良県薬事研究センター

学保	精郡	中	吉	内	保研	セ	セ
一	一	一	一	一	一	一	一

を
奈良県立精華学院

精学

に、

馬見丘陵
福祉住宅
まほろば

公園館
体験館

健康パーク管理事務所

馬見公
福住体
まほ健

中和公園事務所

中公事
福住体

に改める。

第四号様式及び第五号様式中「**證券類取扱印**」を「**法務文書取扱印**」に改める。

第十二号様式中「総務課長」を「法務文書課長」に改める。

第十七号様式 中 「総務課保存文書閲覧・借受簿」を「法務文書課保存文書閲覧・借受簿」に改める。

第十八号様式中「證券課採存文書品取扱い」を「法務文書課採存文書品取扱い」に改める。